

# 御成敗式目原文の研究

池内義資

【要約】 私は、三〇余本の「式目註積書」の古写本・古刊本を調査し、略、その作業をおえたので、昨秋、それを読史会で報告した。式目註積書中には、奉行家には夫々伝襲の「家本」式日本があつたことや、式目原本の保管者は誰か、式日本の「大いさ・書き様」も奉行家によつて、きまつたものがあつたと云い、「他家本」と異なる文字には、校註したものさもある。私は、この調査で、「問注所証本」が式目原本であると推定し、その転写本の系統立てを試み、鶴岡本を台本にとり、佐藤進一氏の「中世法制史料集一」補註にあげた七〇項の文字字句について、式目並にその註積書の古写本・古刊本三四本をとつて、逐字的対校を試み、その親近關係を考えてみた。また、式日本の「大いさ・書き様」即ち、式日本の外形的特徴は、従来、あまり注目されてないが、これも亦、式目原文の研究に役立つと思われるので調べた。

## まえがき

式目原本と目すべき古写本は見当らない。山田孝雄博士は平林本（古典保存会複製本）の解説で、鎌倉時代の書写と見られる古写本が三本あるが、何れも紀年がないと云われた。但、三本とも書名をあげてない。三上参次博士は菅本影写本（東大図書館蔵）の跋文で、菅本は式目制定後あまり距らない時代の書写で最古の写本であると云われた。菅本にも紀年はない。鎌倉時代の古写なるが故に、直ちに式目

原本と見做すわけにはいかないが、式目原本に近いとは云える。現存の式目古写本は相当ある。管見に入つた江戸初期以前のもののみでも二五本を超える。此等諸本を対校すると、かなり文字の出入りがある。そのうちの何れかの一本をよしとし、他本を否とすることは出来ない。此等諸本を対校して用字を正し、法文の文意のよく通るようにすることが校讐の作業であるが、若し、一步を誤ると式目の法文を正すことにならず、却て、式目法文の制作に陥る危険がないとは云えない。そこで、已に学界から最善本と認め

られたものを台本として、諸本と校合し、軽々しく確定すべきでない。佐藤進一氏は、その「中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法」（以下「中法一」と略す。）に於いて、前田家尊経閣本「鶴岡本御成敗式目」を台本に採り、式目及びその註釈書の古写本・古刊本二一本を用い、厳密な校合を行なっている。これによつて、式目原文復元の目的は略々達せられたと思われるが、尚式目条文の文字・文章を確定せず、これに冠するに「校本」の二字を以てし、その完成を他日に期せられているのを見ても、式目原文の復元の作業の容易でないことがわかる。

私は三〇余本の式目註釈書の古写本・古刊本を調査したが、その中には式目本の系統、従つて式目原文の校合に役立つ記述が尠からずあることに気付いた。已に、植木直一郎博士が「四条賊物・一八条忠孝」を一指標とし、「賊物・忠孝」に作る式目本を武家本とし「財物・志孝」に作る式目本を公家本（清家本）とせられた。佐藤進一氏は「明応七年本」（前田家本）が「賊物・忠孝」に作りながら、六条を「沙汰出来」に作らず「沙汰来」に作る所から、植木博士の云う武家本、即ち「賊物・忠孝」本から、「財物・志

孝」に作る公家本に先行して、「沙汰出来」から「沙汰来」となつたであろうと云われた。<sup>②</sup>

式目原文の復元は式目条文の文字を逐字校合すること、即ち、式目内容の確定にあるが、また、式日本の「書き様・大いさ」等、所謂式日本の外形的な相違も亦、式日本の系統を考ふる資料となる。式目註釈書で、この点に注意したものがある。この内容、外形の両方面よりして、始めて式日本の系統が、或る程度明らかになり、それによつて式目原本は何本であるかを推定することが出来ると思う。

- ① 植木直一郎『御成敗式目研究』  
② 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』

一 式目原本の所在 付 六波羅本、地頭、御家人に公布された式目本、奉行家伝襲本

貞永元年八月十日に制定された式目原本はどんな本か、その保管者は誰か、この式目原本と同位の式目本を所持したものは誰々か、六波羅に送られた式目本はどうか、地頭、御家人に布達された式目本はどうかと云うことを考えてみよう。

式目原本はどんな形の本かその記載はないが、少くも卷

首に「於先々成敗事者、不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>理非<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>改沙汰<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>自今已後<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>守<sub>二</sub>此状<sub>一</sub>也」の小書は必ず存したであらう。これは吾妻鏡貞永元年八月十日条の記述<sup>①</sup>と同意のもので、新法が制定公布せられる時には、必ず新法以前の法律事象に遡及しないことを示す必要があることは法学上の原則<sup>②</sup>である。

式目原本の保管者は誰か。羅山文集六三東鏡考に

禪僧義堂在<sub>二</sub>鎌倉時<sub>一</sub>、町野氏来、令<sub>二</sub>義堂見<sub>二</sub>吾妻鏡<sub>一</sub>、此事在<sub>二</sub>空華日工集<sub>一</sub>、然則吾妻鏡者、町野家之所<sub>二</sub>誦習<sub>一</sub>也、御成敗式目亦町野之所<sub>二</sub>伝授<sub>一</sub>云々、

とある。蘆雪本御成敗式目抄(以下蘆抄と略称)(江藤正澄旧藏天正二御成敗式目抄同意略之、東大史料影写)には

(上)而八月十日成就<sub>二</sub>然而天子<sub>一</sub>上奏、奏聞事後、問注所町野力家被<sub>二</sub>預置<sub>一</sub>云々、其以后至于<sub>二</sub>今<sub>一</sub>式目之事者、可<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>町野力家<sub>一</sub>云々、

とある。是は、幕府の公私文書・雑務文書が康信の名越邸に保管されたことと共に式目原本は問注所執事町野家に保管された<sup>③</sup>と信じてよい。

これが即ち、問注所証本、または、町野家本と云われる式目本である。この問注所証本の伝襲については別項で述

べる。

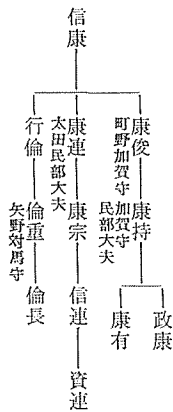
① 吾妻鏡貞永元年八月十日条、今日以後、訴訟是非、固守<sub>二</sub>此法<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>裁許<sub>一</sub>之由被<sub>二</sub>定<sub>一</sub>云々、

② 吾妻鏡仁治二年六月廿八日条、有<sub>二</sub>臨時評議<sub>一</sub>、故佐貫八郎時綱養子太郎時信訴申後家藤原氏改嫁之由事、今日被<sub>レ</sub>經沙汰、式目以前改嫁之間、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>、仍於本夫遺領上野国赤岩郷者可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>後家領掌<sub>一</sub>云々、

養子時信は式目二四條を引く、

③ 吾妻鏡承元二年正月十六日条、問注所入道名越家焼亡、而於彼家後面之山際構文庫、將軍家御文籍、雜務文書并散位倫兼日記已下累代文書等納置之処、悉以為灰燼、善信聞之、愁歎之餘落淚數行、心神為惘然、仍人訪之云々、

町野略系図(太田亮『姓氏家系大辭典』五九六一頁)



泰時は貞永元年八月八日式目謄本を六波羅在勤の重時に送つた。これを六波羅本と名付けておく。六波羅本は町野家保管の式目原本と同位のものである。この六波羅本は謄写せられて、畿内・西国の地頭・御家人に布達された<sup>④</sup>。東

国・北陸等の地頭・御家人に布達された式日本については明らかなき記載はないが、これも亦、問注所証本の贍本なること、殆んど疑いを容れない。

① 八月八日付假名消息

更に、起請文に署判せる一三人も、同じく式目原本より贍写した式日本を所持したと考えてよい。註釈書には奉行家にも所伝の式日本があると云うが、これも亦、問注所証本の贍本であつたと思う。此等を一括して奉行家本と名付けて置く。この奉行家本の伝襲されたと思われる式日本についても亦後に述べる。

筆写を唯一の伝本的手段とせる時代に於いて、如何に忠実に転写されたとしても、同音異義の字、草体の近似、置字の用い方等から完全に一致することは殆んど不可能と云うべきである。

以上、問注所証本（町野家本）六波羅本、奉行家本は同位の式日本で、御家人・地頭・守護所に布達された式日本は同系の転写本で、最も親近性のある式日本と云える。

六波羅本以下、私が一括して云う奉行家伝襲の式日本の悉くについて記述することは、史料が不充分で出来ないが、

齋藤家本、佐々木家本については稍に史料があるから、次にこれを述べる。

イ 齋藤家本

齋藤家に式目原本と同位の式日本が存したとするのは、浄円（俗名長定）が式目起草者の一人であり、また、起請文の起草者であり、相当期間幕政に関与したのであるから、必ずや式日本を所持したであろう。唯浄裏書（龍門文庫本三浦周行博士旧藏本）は齋藤家式日本の面目を伝える。現存の唯浄裏書は端書と一九条までを闕ぎ、起請文も末尾の数字と月日しか判らない。唯浄裏書と岩崎本式目（註釈書）と鶴岡本とは親近性あること佐藤進一氏の「中法一」の解説で明らかである。猶、後掲の表を参看されたい。明応七年本（前田家本）には齋藤家本によつて校合せられた所がある。左に示せば、

式目 雖帯彼状不及叙用●（中法一校本御成敗式目に據る）

「用」字下の「●」印は明応七年本は「也」字であるが、「也」字に註して「也也、齋藤家分置也、清家分也」とある。即ち、「●」

印は齋藤家本は「焉」字、清家本は「也」字である。明応七年本は「賊物・忠孝」本であるから、清家本ではないが、

置字が「也」字であるから、此点清家本と親近関係がある。世尊寺本・明応五年本・元龜本・類從板本の置字は「矣」字であるから、齋藤家本・清家本とも異なる。

起請文運署者「左衛門小尉藤原基綱」(中法一)に、明応七年本は右肩に註して「後藤大夫判官」とあり、更に、これに「左衛門少尉云々齋藤越前入道玄茂本在之又朝臣有之」と傍註する。この齋藤越前入道玄茂は室町幕府の奉行である。此等は僅かな例証ではあるが、齋藤家には伝襲の式目本があり、その転写の行なわれたことがわかる。

① 中法一、七二条(九四頁)七三(九五頁)九三・九四(一〇三頁)二三六(一五四頁)

② 尊卑分脈四齋藤系圖に基茂藤内兵衛入道内舍人右兵衛唯淨とある。近衛家領丹波国宮田庄文書正安二年四月日同庄雜掌門詮庭中申狀に四番引付開闔齋藤基任が指名せる奉行叔父齋藤内新兵衛入道唯淨を忌避せる旨がある。

③ 中法一、四二一—四二四頁

④ 本稿六參看

⑤ 中法二、二二九条(二四七頁)三三二(二七九—二八〇頁)

口 佐々木家本

高野山大学図書館本式目(持明院寄托本、以下高本と略称)

は、蘆抄系統の別本で、式目の註釈の部のみを存し、追加

の部がない。これに「佐々木殿ノ本」なるものを引いて校註している。式目の「書き様」に「佐々木殿ノ本」を引用する註釈書に蘆抄・京大本「御成敗式目私」等がある。「佐々木殿ノ本」の完本は伝らないが、その片鱗を示す記載が高本にある。即ち、

式目  
一七 ……父子不可通其過雖不同道依令同心也、但行程境遙音信  
難通……(中法一)

「雖一也」の九字、高本には「異本ニ雖不同道依令同心也、佐々木殿ノ本ニ有之」とある。この九字のあるのは鶴岡本・関本温故堂旧藏本(以下関本と略称)である。続々類本はこの九字を関本に拠つて補入してある。蘆抄・達藏司本(以下京本と略称)・敦賀屋版式目注(以下敦注と略称)にはこの九字無、この点より見て高本と鶴岡本・関本は親近性があると云える。

一八 爰法家之倫 (中法一)

「之」字、蘆抄・京本・敦注無、高本有、

父母宣任進退之意。(中法一)

「之」字、高本無、蘆抄・京本・元龜本亦無。「意」字下の「●」印は高本は「也」字、蘆抄「也」字無、天正十年

本「也」字有、

一九 称和与之物対論本主●子孫之条 (中法一)

「之」字、蘆抄・京本・敦注無、高本有、「主」字下の

「●」印に運長本・藤貞幹旧蔵本(以下藤貞本と略称)京

本・高本は「之」字有、

二二 付継母之纒言或依庶子之鍾愛 (中法一)

「付」字、京本・「就」字に作る。「母」字下の「之」字、

蘆抄・京本・敦注無、「子」字下の「之」字、蘆抄・京本無、

高本有。

三一 可被取公所領三分一無所帶者 (中法一)

「帶」字、蘆抄・京本は「領」字に作る。

三四 ……遠流●女之所領 (中法一)

「流」字下の「●」印に蘆抄・高本・京本「也」字あり。

「之」字、高本・京本無、

四七 以不知行所領●文書寄附他人事 付以名主職不触本所寄進

權門事 (中法一)

「付…事」の一四字、高本に「小書ニ書也、佐々木殿ノ

本如此」とある。

起請 文 自今以後相向訴人并縁者

(中法一)

京本「縁」字左肩に「其イ」と註記・「者」字、京本は「坐」

字に作る。高本は「者」字「佐々木本、者也」と傍註する。

者条々子細如此 (中法一)

「者」字以下七字高本無、「者条々子細如此」は高本は「イ本」と註し、「佐々木殿ノ本ニモ無之」とあり。

右の諸項で、佐々木本式目の存在が推知せられる。佐々

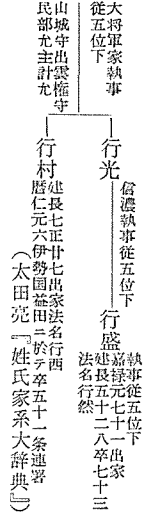
木氏は二階堂系図によれば、行光の子行盛は起請文連署者

「行然」で、行光の弟、行村は同じく起請文連署者「行

西」である。

①

行政



岩崎本式目(以下岩本と略称)端書(関本亦同意)によれば、

北条高時滅亡の時、奉行家の一人が式目本を佐々木氏に伝

え、爾来、佐々木氏が式目のことを掌ると云い、また、

「沙弥行西」に註して「隠岐入道佐々木五郎之孫也、此子

孫出雲ニアリ、又江州甲賀大佐治ト云所アリ」とある。佐

々木氏が行然・行西の後裔であるから、佐々木氏伝襲の式

日本は町野家保管の式目原本と同位の式目本であつた。京

大本「御成敗式目私」に式日本の「書き様」を説明するの  
に、佐々木本のみを挙げる。蘆抄は町野本と佐々木本を比  
較して説明する。これらことから考えて、佐々木本と町  
野本とは同位の式日本であつたと云える。

閣本には高時滅亡の時、町野家保管の式目原本(証本)  
が佐々木氏に伝わつたとある。室町幕府が式目を根本法典  
としたと云うのは、流布本を以て根本法典としたと云うの  
ではない。町野家保管の式目原本を得て、これを基本法と  
したことを云うのである。

式目はその施行範囲を武家の管轄下に限り、敵に朝廷の  
管轄下に及ぶことを戒しめたことは式目条文、追加法令、  
仮名消息等に明らかであるが、武家の裁判の公正迅速なる  
は公家・寺社の信頼する所となり、幕府の裁判を仰がんと  
する者が出た。また、御家人との繋争事件に対処するため  
にも公家側に於いても式目に通曉する必要があつたので、  
公家側でも式目の転写を試みる者が相次いで現われた。此  
等の転写本の中には問注所の式目原本の謄本もあつたであ  
らう。或は已に御家人が写し持つ式日本を再転写したもの  
もあつたと思う。而して、式目が現行法としての効力を失

い、「読み書き」の「お手本」となつていよいよ転写が盛ん  
になつたと思う。かく、転写が重ねられる間に同音異義の  
字の書き違い、草体の近似、置字の取り方等で差異が生じ  
た。これは清家本の意識的な改変とは意味が違う。

## 二 問注所証本 問注所執事町野家保管本 町野家本

天正二年  
御成敗式目抄(蘆抄同意略之)に

去程ニ式条ノ事ハ町野カ家ニ可有之、其後所望ノ人ハ町野カ所ヨリ相  
伝之、

とある。町野家保管の問注所証本が、式日本の原典である  
から、式日本を必要とする者は、その転写を請うたのであ  
る。式日本を必要とするものは非御家人や凡下ノ輩ではな  
い。幕政に与り、執務上必ず所持せねばならぬ御家人であ  
つたと思う。しかし、中には直接町野家に請わずして、已  
に謄写された町野家保管の問注所証本の謄本を再転写した  
ものもあつたであらう。同じく問注所証本に基くものでも  
転写が繰返される間に自ら小異が生ずる。何れにしても、  
この問注所証本に淵源する式日本が式日本の本筋である。  
式目の「書き様」は奉行家にきまつたものがあつた。そ

れについては後に述べるが、問注所証本がその基準になつていた。問注所証本の完本は伝わらないが、その片鱗は諸書で窺えるし、その謄本と思われる系統本はある。これらから考えて、問注所証本には、少くも「於先々成敗事者、不論理非、不能改沙汰、至自今已後者、可守此状也」(以下小書と略称)の小書を存し、四条は「賊物」一八条は「忠孝」であり、起請文は後尾にあつたようである。これを立証するものに、問注所の見解を伝えた硯蓋書聞書、池辺本御成敗式目注(以下池辺本と略称)がある。但、「小書」については硯蓋書聞書はその存在を云うも、池辺本には何等の記述もない。岩本端書(藤貞幹旧蔵本同意略之)

式目ノ下ニ於先々成敗、<sup>(不説)</sup>不論理非、不及改沙汰、至自今已後者、可守此状。<sup>(也脱カ)</sup>ト云小書ハ有モアリ、又無モアリ、安保殿菴岡ノ八幡ノ別当ヨリカラレタリシ本ニハ此小書アリ

とある。鶴岡八幡宮別当職本は、次に述べる如く、町野家保管の式目原本の謄写本であるから、この「小書」は式目原本に存したものをそのまま写したとすべきで、式目原本に「小書」のあつた傍証になる。然るに、古写本でこの「小書」を闕くものが相当ある。この「小書」の無い古写本は

式目原本の系統本としては僅と云えるが、そうかと云つて遽かに式目原本系統本でない<sup>と断言すること</sup>も出来ない。

已に、式目が現行法として行なわれること年久しく、特に、法の不遡及を云う必要の無くなつた時代の筆写か、然らずんば、式目本を使用する目的が政務に関係なく、「読み書き」のお手本となつた時代の筆写かであろう。故に、この「小書」の有無によつて、直ちに、式目本の系統を云々することは出来ない。「小書」は式目施行のための施行規則であるから、式目本の系統を論ずる場合には、式目と同一に扱わなくてよい。須らく、式目条文の用字・用語そのものに注意することが、より重要である。而して、古写本を逐字的に校合して、その親近性を決めるに当つては、さきに挙げた「賊物・忠孝」に作る古写本は一応問注所証本を承けた古写本とすべきである。

而して、「財物・志孝」に作る式目本は全然問注所証本と無関係と断定することも出来ない。このことは後に述べる。また、佐藤進一氏が「中法一」解説に於いて、鶴岡本を台本にして「賊物・忠孝」以外の七〇項(実数は一六が二つであるから七一項)をあげ、これらについて、古写本・古刊本



と対校すれば諸本の親近関係が一層明らかになるとし、諸本の親近関係を概説されたが、これについての私の調査も亦後に述べる。

- ① 中法一、四二二—四二四頁  
 ② 本稿五参看

問注所証本の存在を示すと

式目 謀書罪科・事（中法一、校本御成敗式目に拠る）  
 一五

「事」字下の「●」印は運長本によれば「問注本<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>、付以<sub>ニ</sub>論人所帶証文<sub>一</sub>称<sub>ニ</sub>謀書<sub>一</sub>也」の一二字がある。この一二字を、明応五年本には「付以<sub>ニ</sub>実書<sub>一</sub>称<sub>ニ</sub>謀書<sub>一</sub>事」の八字に作る。また、類従板本は「付以<sub>ニ</sub>論人所帶証文<sub>一</sub>称<sub>ニ</sub>謀書<sub>一</sub>」で、問注本と同じである。類従板本はその奥書によれば、応永四年書写本を底本とし、大永・享禄兩刊本并に大乘院宮尊円法親王真翰模写本によつて校合したものである。

① 『中世の窓』益田宗氏の「中法一」書評に類従板本を批判せることは必ずしも当らない。問注所本、明応五年本、類従板本と関連があると認められる。

三一 自今以後構●不実企濫訴者可被収公

「構」字、岩本には「構<sub>ハ</sub>或称<sub>ニ</sub>作<sub>一</sub>、又問注書<sub>ニ</sub>ハ作<sub>ニ</sub>掠<sub>一</sub>」と

註す。これらから考えると、問注所証本・明応五年本・類

従板本は関連があると云える。

### 三 鶴岡八幡宮別当職本

蘆抄端書に

先代町野家ヨリ鶴岡八幡宮別当職ニ預置ル也

とある。この文章を文面通りにとると、先代即ち鎌倉時代に町野家が保管する式目原本（問注所証本）を鶴岡八幡宮別当職に預けたことになるが、事實はそうでなくて、町野家がその保管する式目原本を謄写し、その謄本を鶴岡八幡宮別当職に献納したとするのがよい。これを「鶴岡八幡宮別当職本」と名付ける。この本は運長本起請文連署者上欄「書き入れ」に

校本八幡宮寺別当御坊不出秘本也、依不慮高運校正所也、とある本と同一本であろう。即ち、運長本の台本はこの宮寺御坊不出秘本によつて校合したから、運長本はこれを墨で「イ本・イ无」等と註している。この「イ本」を「中法一」に対校すれば、宮寺別当御坊不出秘本の片鱗を窺うことが出来る。

① 運長本には、朱墨兩様の校異がある。墨の校異は運長本が転写された時、已に存したので運長本の筆者が墨でした。運長本

は已に転写本である。朱は運長本を他本と対校した人が加えたものである。

運長本の墨の「イ本」で、別当職本（宮寺別当御坊不出秘本）が復元出来る。従つて、その祖本たる問注所証本を類推することが可能になる。運長本には次の五通りの校合がある。

- 一 墨で「イ・イ无」と註するもの（運本に拠る）
  - 式目 充課公事於庄保 邦イ 保は「ホウ」と読むので邦
  - 三 猶以違犯者可被処罪科矣 伊无
  - 四 至于過分 伊无
  - 七 称先祖本領於蒙載許 裁イ左例に（同音異義）將軍也と註す（字誤写）
  - 八 右当知行之後無其沙汰過廿ヶ年者 伊无
  - 一三 可被処流罪 伊无
  - 一八 妄法之倫 家イ
  - 三一 構不実企濫訴可被取公 者イ
  - 三四 密懷他人妻 蜜イ（同音異義の字、誤写）
  - 四四 不被敍用兼日競望之但被定闕所之后者非制歟 但——歟
- 明応五年本は「イ」と同、類從板本は「但被定闕所之後者非制」の一字イ、限歟に作る、別当職本、明応五年本、類從板本從つて問注所証本とも関連がある。
- 五〇 出向其庭不及罪過 科イ

「●」印の文字を「イ」字に改め、または、削れば、別当職本（宮寺別当御坊不出秘本）の式目文が復元される。別当職本が忠実に問注所証本を謄写された本と仮定すれば、問注所証本も亦復元される。但、「保」を「邦」に、「密」を「蜜」に作るは同音異義の字の誤写である。四四の「但——歟イ」の一字は明応五年本、類從板本と同じであるから、別当職本・問注所証本・明応五年本・類本は関連性がある」と云える。

二 墨で字面を消し、「イ」と註するか、墨で字面を消し字を改めるも「イ」と註してないか、或は消したままにしてあるか、

- 四 宜令蒙裁許 断
- 六 国衛庄園神社仏寺領 伊无
- 七 蒙御裁許 伊无 裁イ(一)の七参看
- 八 不能敍用 及
- 四三 式糸所領推難脱罪科 糸を目とし、領字は消したまま、起請 乍知道理之旨称 構申
- 有論証跡 論字は消したまま、
- 申聞之糸者 之糸二字は消したまま、
- 猶独似被存 猶字は消したまま、

存曲折 節

「イ」と註するは(一)と同じく「不出秘本」によつたこと明らかであるが、「断、及、日、称申」の五字は「イ」を忘れたか。これ亦「不出秘本」に拠つたものなること明らかである。「領、論、之条」の四字は誤写で消したのである。

三 墨の「○」印を附し書き入れたもの、これには「イ」と附したものと付しないものとの両様がある。

三 守護○役 所

七 当○給人 時

八 任○大将 右

一〇 次○若欲奪人之所職 其子

一四 至郎從以下者可○召禁其身也 令

一八 ○教令違犯之甚也 也既

二九 ○閣本奉行入更付別人内々企訴訟之間 上欄に「閣

本奉行人付別人企訴訟一事」と註する所から、この「○○」は事書を加えたものと考えてよい。

三四 可処遠流也○女所領 次イ

四三 申給安堵御下文○若以 事

四七 無地頭○者可被付本所 之所

五一 被下問状○定例也 者イ

起請 並○縁者○自身○……聊○違乱 其時、教時、

被棄置○輩 之

評定衆○中 之

この墨の「○」に墨の書入れをしたのは、運長本の筆者が転写を終つて台本と対校した際、脱漏に気付いて書き入れたものと考えられるが、三四・五一の「○」印に「イ」と註するのは別当職本によつたか。

追加に墨の「イ」が一カ所あるが、これは運長台本が已に閣本阿保殿流ノ本であつたためである。

四 墨で字面又は傍に「ヒ・○」印を附し、墨で改めた

もの

式目 三 此式条 ○印日

或依士民之愁鬱 ○印就

一〇 流刑 ○印罪

二五 訪亡夫之後世 印註無

四〇 遍仰顧眄之人 印偏

四五 早究淵底可被裁断 印禁

起 無道 印理

この墨の「ヒ・○」印は運長本の筆者が転写畢つて、校合の結果、改めたときである。

## 五 朱の校異

二 但恐貪寺用○不勤其役 於

三 而○近年 至

六 諸園庄公 園イ

七 非無由緒○称先祖本領 而

不顧代々○成敗 御

起 似被存之歟○ 条々子細如此

存曲折令○違犯者 聊

この朱の校異は運長本を他本と校合したもので、別当御坊不出秘本との校合ではない。但、朱の校異本が清家本でなかつたことは、「賊物・忠孝・沙汰出来」に「朱」を加えてないことでわかる。また、「追加」に朱の校異がないのは、校合本に「追加」が存しなかつたか、あつたとしても「追加」は式目と別のものであるから、これを省いたとすべきである。

茲で、前田家尊経閣鶴岡本は八幡宮別当職本（宮寺別当御坊不出秘本）とは別本であることを述べて置かねばならぬ。鶴岡本については、尊経閣複製本に植木博士の解説があるから、就いて見られたい。尊経閣本には、

雪下平川加左衛門所持但鶴岡相承院藏書

の貼紙がある。佐藤進一氏の御示教によれば、相承院はもと頓覚坊と云い、鶴岡供僧二十五坊の一、鶴岡供僧次第によれば第八位に順序せられる（この順位は佐藤氏は格式そのまを示すかどうか断定出来ない）。応永二十二年正月廿五日「坊」を「院」に改め相承院と号した<sup>①</sup>。貼紙にある「平川加左衛門」と云う名や書風から、戦国または江戸初期の貼紙と考えられる。相承院は供僧坊で別当坊ではない。従つて、尊経閣鶴岡本は、運長本に云う「宮寺別当御坊不出秘本」、岩本に云う「別当職本」とは明らかに別本ではあるが、その形態・内容から見て、式目原本たる問注所証本と同位の一本たることには異論がない。

① 『鎌倉市史』社寺篇八六一八八頁

## 四 安 保 本

鶴岡八幡宮別当職本を安保氏が借覧謄写した。蘆抄端書に

当方相伝スル事へ安保鶴岡八幡之別当ヨリ相伝シ玉フ

とある。これを安保本と名付けておく。安保本の完本は見当らないが、その片鱗は式目註釈書等で知ることが出来る。

安保氏は鎌倉時代に泰時と姻戚関係のあつた家柄ではあるが、註釈諸書に引用される安保氏は「惠輪本片仮名抄」

(以下惠輪本と略称東京大学図書館)・運長本末尾等で「氏泰」の実名を挙げる。非清家系統の式目註釈書には、上(種)野

と並べて、その説を引用するのを見ると、安保氏が式目註釈家として世に頭われたのは室町中末期である。清家の式

目註釈学が一世を風靡するようになると、安保・上野は共に衰微した。氏泰の頃が安保氏の式目註釈学の頂点であつ

たと思われる。氏泰は文明——永正頃の人であるから、蘆抄・岩本に云う安保が鶴岡八幡宮別当職本を借覧転写した

のは、恐らくこの時代であろう。天文五年講述宣賢の「倭朝論鈔」によると、この時代には関東でも式目講義が盛んに行われた。<sup>①</sup>

① 上野氏についての史料を持たない。三浦周行博士「統法制史研究」によれば、室町幕府の奉行家であつた。九八〇頁

② 陽明文庫本文十年書写本式目開書である。

池辺本御成敗式目注(天文廿三年写)は奥書によれば足利学校に於ける式目講義の筆録なることがわかる。

丹治姓安保系図(抄録) 松本市 安保家藏

(上略)……経泰 安保新兵衛尉丹後守 安保 五郎左衛門尉次郎中務信濃守  
建武年中タリ 泰規 務信濃守  
長寿寺殿(尊氏)御時人也

惠光 次郎左衛門少輔(マ)因幡守 宗察 三郎信濃守法名淨野号東岩云々  
惠光 次郎左衛門少輔(マ)因幡守 宗察 三郎信濃守法名淨野号東岩云々  
惠光 次郎左衛門少輔(マ)因幡守 宗察 三郎信濃守法名淨野号東岩云々

憲治 次郎常陸権守 氏泰 次郎中務少輔法名天夏  
享徳二年八月廿四日自設スル也

泰広 丹四郎中務少輔信濃守法名雷安全隆 又三郎中務大輔丹四郎 泰忠 又三郎中務大輔丹四郎 弥七郎 長泰 弥七郎

松本市 安保文書 伯父信濃守名代事申上外、御心得外、巨細高助可申遣外、謹言 五月十六日 花押 (足利高基)

安保丹四郎殿 (泰広カ) (宗察) (憲治) 此家之事、名字之地土州境ニ外之間、曾祖父東岩之時、常陸守舍弟ニ丹四郎為代官御当方為走廻外被申外、帶其儀全隆事為伯父天叟代官上戸御陣之時分出仕申外キ、然者惣領断絶故、全隆(長泰)事者天叟名代ニ相直外、其方事依為嫡子令相続外、二男弥七郎(長泰)事者、如前々惣領為代官御当方可走廻外、至有不儀者彼屋敷知行之事者、可為其方計外、仍為後日一札於遺置外也、

天文十二年癸卯七月廿三日

(奉広) 全隆(花押)

(安保文書北畠頭家卿奉  
讀会印行昭和十六年)

安保本には「於先々成敗事者云々」の小書を存し、「賊物・忠孝」であつた。安保本の存在を示すものを次に掲げる。

式目 四 至田宅妻子雜具・者不及付渡 (中法一)

具下の「●」印は岩本には「等ノ字ハ、安保殿ノ本ニアリ」とある。蘆抄・京本・敦注(同系本略之)は已に「等」を入れて芦抄・京本は「等字安保ノ有本ニ」と註し、敦注は「安保之本有之」と註する。運長本・藤貞本には「等」字なし。「等」字に校異を附してないのは、「秘本」にもなかつたとすべきか。

五 右抑留年貢・之由

具下の「●」印は「中法一」には無い、岩本は「貢」字下に「所当ノ字安保殿ノ本ニ在之」とある。運長本「所当」二字無、

五 任員数可弁償之

「償」字、蘆抄は「作償、償字安保殿ノ本ニ済字也、償々、済へ成也、悪説也」とある。運長本・藤貞本共に「償」字に作る。

### 五 関東阿保殿流ノ本

岩本の五一条と起請文の間に存する小書に

式条此迄カ五十一ヶ条畢、此ニ貞永元年八月十日ト日付ラシテ有本モ有、此次纏而下卷トテ追加巴下書加タルモアリ、又此間狀ノ次ニ、纏而起請文アル本モアリ、学者依テ可レ見也、此ニ起請文ヲ書テ、其次ニ追加ヲ書加ルハ関東阿保殿流ノ本也、

とある。式日本には、その末尾に次の四形式があつた。即ち、

1 問狀御教書の次に貞永元年八月十日と日付けしたもの(起請文は式目末尾には存しないことを意味する。起請文は巻首にあつたとすべきである)

2 問狀御教書の次に下巻として追加を書かえたるもの(日付はないと云える。起請文は式目末尾にない。然らば巻首か。管見に入る式日本でこの形の式日本は無い)

3 問狀御教書の次に、起請文ある本(日付なし、多くの式日本は、これである)

4 問狀の次に起請文を置き、その次に追加を書き加える本は関東安保殿流本である。(日付無し)

この(4)に当る本が即ち関東阿保殿流ノ本である。

現存古写式日本で、この関東阿保殿流ノ本に当るものは、

運長本・藤貞本であり、式目註釈書では、蘆抄・京本・敦注である。 閣本(温故堂旧蔵本)・高本・続々類七本は蘆抄と同系の別本であるが、追加の部分<sup>(安)</sup>を欠ぐ。平林本亦起請文の次に追加を載せるから、同じく関東阿保殿流ノ本かと云うに運長本以下は追加三五カ条なるに、平林本は一〇カ条に過ぎないから、これを運長本と同等に直ちに関東阿保殿流ノ本とは云えない。しかし、両本の追加には同一のものであるから、全然無関係と断言することも出来ない。若干の関係があると云うのが妥当である。<sup>①</sup>同様に、「関東阿保殿流ノ本」を以て直ちに「安保本」(即ち、宮別当職本の転写本)とすることは出来ない。「流」とは「系統・筋」の謂で、関東阿保殿流ノ本とは式目の部は安保本(即ち、宮別当職本の転写)の面目を伝え、これに追加三五カ条を附載したから、関東阿保殿流ノ本と云うのである。この本も亦式目証本の系統に属する式目本である。

① 中法一、条 頁 平 運

- (一) 九三 諸人相論事 一〇三 八 七
- (二) 九六 嘉禎四 八 五
- (三) 九六 嘉禎四 九 廿七
- (四) 一〇四 六 九

- (三) 九七 諸堂供僧等云々 一〇五 五 一一
  - (四) 九八 御家人後家任亡夫讓給安 一〇五 三 一〇
  - (五) 一二一 改嫁事 延応元 九 卅 一 一六 四 一二
  - (六) 一四四 関東御家人以雲客已上云々 一二二 二 一五
  - (七) 一四五 凡下輩不可買領買地事 一二三 九 一六
  - (八) 二〇四 式部丞并諸司助事 一四二 七 二一
  - (九) 九二 仁治四 二 廿五 一〇二 一
  - (一〇) 一四〇 評定時可退座親類事 一二〇 一〇
- 京本によれば平林本の追加法令は第二回以後の編集の追加法令を載せる。平林本は「中法一」の一四五条と一四〇条の間に八月八日付假名消息を載せる。

即ち、別当職本(不出秘本)・安保本・関東阿保殿流ノ本・運長本・藤貞本・蘆抄・京本・敦注・閣本(温故堂旧蔵本)・高本・続々類七本は何れも同系本で、共に町野家保管の問注所証本(式目原本)に淵源する式目並にその註釈書で、何れも多分に式目原本の面目を保存するものとすべきであるが、これは悉くの文字・文章が完全に一致するとの謂ではない。

六 清 家 本

式目四条「贖物」を「財物」に、一八条「忠孝」を「志孝」に、六条「沙汰出来」を「沙汰来」に作るを、清家本式目の特色とする。しかし、その他の条文の用字は、同じ清家系統本でも、相当の出入りがある。そこで何本が清家本の祖本であるかを定めることは容易でない。

式目  
五 令難読者可被改易所職也 (中法一)

蘆抄は「易」字に傍註して「外記本易ナシ」とあり、中法一、校合本清家本を見ると「易」字無、

一五事書下の「●」印 (中法一)

この「●」印は明応五年本には「付以実書称謀書事」の八字を、類従板本には「付以論人所帯証文称謀書事」の十二字を註す。

東洋文庫本貞永式目一五の註書に「此条初付以実書、号謀書事云本アリ、清家本無」とある。「中法一」校合本清家本を見るに「付書」無。

三〇 驥政道事職而斯由

蘆抄に「事」字「外記本ニナシ」と註す。「中法一」校合本清家本を見るに「事」字無、

五〇 ● 為聞実否…… (中法一)

為上「●」印は東洋文庫本貞永式目は「但、為聞、但、清

家ノ本ニナシ」と註す。中法一校合本清家本を見るに「但」字無、

以上僅かの例証ではあるが、蘆抄に云う「外記本」と東洋文庫本貞永式目に云う「清家本」は「中法一」の校合本「清家本」と同一本のものである。

式目を武家本と公家本に二大別することは、式目研究上の一指標にはなるが、この類別が式目制定の当時からあつたと云う謂でないこと勿論である。式目原本は町野家の保管する所で、式目本を必要とする者は、町野家にその謄本を請うたのであるから、清家と雖も式目本を必要とした時には、恐らくは、町野家保管の式目原本の謄本を請けたと思う。清家は代々經史を専門とする博士家で累世俊秀輩出し、諸典の蒐集・謄写に努め、その今日に伝わるものが多い。清原教隆は宗尊親王に従つて鎌倉に下り、次で引付衆となつた<sup>①</sup>。爾来、その族人で幕政に関与するものが多かつた。室町時代に於いても亦、幕政に与る者もあつたが、常忠以来「式目註釈家」として、清家・斎藤・飯尾の所謂式目三家とたたえられ、斎藤・飯尾が衰微した後も独り栄えた。清大外記教隆真人が鎌倉で經史に註をしたものが金沢



文庫本中に多く見られる。彼の好學は恐らく式目本にも及んだと思うが、彼が引付衆として幕政に關与するに至つては、直ちに式目本を必要とした。その時に得た式目本は町野家保管の式目本の謄本であつたであらう。特に「財物・志孝」を掲げて「家ノ本・コナタノ本」と誇稱し、「賊物・忠孝」本を「俗本・旧本」と貶したのは、常忠の式目註釈学以後のことである。「財物・志孝」の兩項以外では「式目」本来の形を保つ所が多い。植木博士は清家本は故意に式目の用字を更改する所があるから、式目原文の復元には劣るとせられたが必ずしも当らない。

私は、佐藤進一氏がとつた「中法一」「校本御成敗式目」の台本鶴岡本を基準に運長本・運長イ本・平林本・岩本（註釈書）・清家本の五本を各条逐字的に校合した。鶴岡本を基準としたのは、佐藤氏に従つたのであり、運長本をとつたのは、穂積陳重博士に従つて、運長本・藤貞本・蘆抄は同一人の筆写で蘆抄が天文廿三年の写本であるから、大体の筆写年代が推定出来る。運長イ本は運長本上欄書入れにある「校本へ鶴岡八幡宮寺別当御坊不出秘本云々」であるからである。而して、この「別当御坊不出秘本」(別当職本)

は問注所執事町野家より式目証本を謄写して献納した本であるから、式目原本に最も親近な本であるからである。平林本をとつたのは、紀年のあるものとしては最古の写本（此につぐものは残闕本ではあるが康永三年の海印寺本である）で、式目原文の研究上<sup>④</sup>重要な古写本である。私の調査では、後示する如く鶴岡本に最も親近性のある本である。岩本は起請文を巻首に置く式目本を所拠本とした註釈書である。佐藤氏によれば本書は唯淨裏書と共に鶴岡本と親近性のある本である。この五本によつて、清家本が著しく式目原本の面目を損い、式目原文研究上さまで重要でないとするのが妥当であるか否か、亦清家本と他本との親近関係ありや否やを調べた。

一 台本と校合本の条文の文字の一致するもの、及び校合本間の条文字の一致するもの

1 式目 九 平林本と清家本とは一致する。

2 二三 平林本と清家本とは一致する。

3 二四 } 平林本の置字「矣」字を除けば平林本と台本とは一致する。

二六 }  
二七 }

4 二七 岩本と清家本とは一致する。

5 二九 内々の「々」を「内」「二十ヶ日」の「二十ヶ」を  
1行 「廿」とすることを許せば、運長本・運長イ本・岩本・

平林本・清家本は一致する。

6 三二  
3行 「云々」平林本これを欠ぐも、これを許せば平林本と台  
本とは一致する。

7 四二 運長本と運長イ本とは一致する。

8 四六 運長本・運長イ本・清家本は一致する。

9 四八  
3行 「云荒人云買人」の「云」字は運長本が「人」字下に  
あるのを許せば、運長本・運長イ本・岩本は一致する。

10 起 平林本と台本とは一致する。

この調査で清家本の「財物・志孝」に変更するを除いて、  
その他の条文の文字には意識的に変改した跡は認められない。  
清家本と雖も特別の式目本から出たのでないこと、鶴  
岡本・平林本・岩本・運長本と文字の一致するものがある  
から、「財物・志孝」の項を除いては、清家本は式目原文  
復元に劣るとは云えない。類従板本「御成敗式条」は益田  
宗氏<sup>⑤</sup>に異論があるが、その底本は応永四年本で「於先々成  
敗事者云々」の小書がある本である。この小書のある本は、  
問注所証本と関連があるのであるから、類従板本も亦、全  
然無視することは出来ない。

① 吾妻鏡仁治二年三月六廿日条

引付衆となつたのは建長四年四月、弘長二年十月辞任、文永  
二年三月廿八日任大外記、文永二年七月十八日卒六十七歳

② 御講釈聞書（東京大学国史研究室本）・東洋文庫貞永式目書  
き入れ、

③ 植木直一郎『御成敗式目研究』四六四頁

④ 三浦周行『統法制史の研究』八九一—八九二頁

⑤ 『中世の窓』創刊号益田宗氏の「中世法制史料集第一巻」書評

## 七 式目諸本の親近關係

佐藤進一氏は「中法一」「校本御成敗式目」の補註で、校合  
に用いた式目古写本・古刊本・類従板本一八本と式目註釈  
書三本合計二一本を四つに分つて、その親近關係を述べら  
れ、その一、三が植木博士の云う武家本で、四が清家本で、  
明応七年本が両者の媒介的地位にあるとせられ、更に台本  
（鶴岡本）より七〇項をあげ、これを対校すれば式目原文の  
復元に役立つとせられた。

中法一 四三二—四二三頁參看（備考（1）2九（1）は序  
数、2は条数、九は行数を示す。）

（1）2九「依」（2）4六賊（3）5二「于」有無（4）同  
3「易」有無（5）6一「領」有無（6）同行「出」有無

- (7) 同二「被」(8) 同三「公」(9) 8「後」下(10) 9
- 一「目」(11) 10二「刑」(12) 同三「之」(13) 同四「者」有
- 無(14) 同五「次」下(15) 12三「被」有無(16) 13二「帶」、
- 「領」(17) 同行「可」下(18) 15事書下註有無(19) 同一
- 「領」下(20) 同行「可」下(21) 16六「為」有為(22) 同七
- 「京」上(23) 同十「畢」下(24) 17三「過」(25) 同四「難」
- 下(26) 18一「爰」有無(27) 同三「教」上(28) 同四「儀」
- 下(29) 同五「忠」(30) 20事書「先」下(31) 同一「悔」上
- (32) 同二「祖」(33) 21二「若」有無(34) 24一「亡人」云々
- (35) 25二如(36) 同五「於」(37) 26二「子」下(38) 30三
- 「事」有無(39) 31事書「御成敗」(40) 同二「構」下
- (41) 34四「大」上(42) 同五「剃除」(43) 同行「于」有無
- (44) 36一「堺」(45) 同四「界」(46) 39四「不在」(47) 40
- 五「遍」(48) 41一「任」下(49) 41一「家」下(50) 43一
- 「条」(51) 同二「帶」(52) 44一「功」(53) 同四「統」
- (54) 同条末割註有無(55) 45一「謂」(56) 同二「數」
- (57) 48四「可」下(58) 49一「者」有無(59) 51二「若」有
- 無(60) 起二「称」(61) 同行「理」(62) 同行「又」下
- (63) 同三「明」(64) 同四「事与意」(65) 同行「評」上
- (66) 同七設(67) 同十二「雖」下(68) 同十四「別」

(69) 同十六「於」有無(70) 同行「衣裳」下

私は、佐藤氏の掲げた七〇項(実数七一)を基本として、式目古写本・古刊本・類從板本二二本と註釈書古写本・古刊本一二本合計三四本によつて別表を作成し、諸本の親近關係を調べた。

一 台本掲出の七〇項は凡て「○」印とする。

二 校合本で台本と一致するものは「○」印で示す。

三 「△」印は台本と異なるもの。

四 「□」印は台本と異なること勿論なれども、校合本中の「△」

印とも異なる。

五 「×」印は台本と異なること勿論なれども、校合本中の「△」

「□」印とも異なる。

これを例示すれば

台本 六条 2行被○

及△ 運長本、元龜本、薩抄

可□ 鳳來寺本

能× 明応七年本・永正十七年本・清家本・枝賢本・永禄本・應田本・天正十年本・享禄本・類本・大永本

台本 一七 3 過○

答△ 明応七年本・永正十七年本・清家本・枝賢本・永禄本・享禄本・大永本・類本

科□ 世尊寺本・元龜本

第二表 1~17条

台	本 (鶴岡本)	○ 26	△	□× 虫
1	菅 本	20	6	0
2	伝 素 眼 本	19	7	0
3	平 林 本	18	8	0
4	岩 本	18	8	0
5	栄 注	18	7	1
6	鳳 来 寺 本	18	7	1
7	京 本	17	9	0
8	閣 本(温)	17	9	0
9	藤 真 本	16	10	0
10	芦 抄	16	10	0
11	世 尊 寺 本	16	9	1
12	元 亀 本	16	9	1
13	運 長 本	15	11	0
14	明 応 五 年 本	15	11	0
15	山 川 正 宣 本	15	9	2
16	敦 注	14	12	0
17	明 応 七 年 本	12	13	1
18	座 田 本	12	13	1
19	海 印 寺 本	11	11	4
20	太 子 山 本	10	14	2
21	式 目 聞 書	10	15	1
22	枝 奥 抄	7	18	1
23	天 正 十 年 本	7	18	1
24	清 家 本	7	18	1
25	枝 賢 本	6	19	1
26	永 禄 本	6	19	1
27	大 永 本	6	19	1
28	享 禄 本	6	19	1
29	類 従 板 本	6	19	1
30	宣 抄	6	18	2
31	近 抄	6	19	1
32	三 抄	6	19	1
33	永 正 七 年 本	6	19	1

第一表 (全条と起請文)

台	本 (鶴岡本)	○ 71	△	□× 虫
1	平 林 本	61	18	2
2	菅 本	51	19	1
3	伝 素 眼 本	45	25	1
4	世 尊 寺 本	43	26	2
5	岩 本	43	26	2
6	鳳 来 寺 本	43	26	2
7	山川正宣旧藏本(明大)	42	27	2
8	藤 真 本	41	30	0
9	明 応 五 年 本	40	29	2
10	閣 本(温故堂旧藏本)	39	27	5
11	元 亀 本	39	30	2
12	明 応 七 年 本	36	33	2
13	京 本	36	33	2
14	運 長 本	36	35	0
15	芦 抄	35	33	3
16	栄 注(慶大本)	34	35	2
17	敦 注	33	33	5
18	座 田 本	27	42	2
19	太 子 山 本(明大)	22	42	7
20	類 従 板 本	21	46	4
21	式 目 聞 書(栗田本)	19	51	1
22	天 正 十 年 本	19	50	2
23	枝 賢 本	19	50	2
24	永 禄 本	19	50	2
25	清 家 本	14	55	2
26	宣 抄	13	55	3
27	枝 奥 抄	13	56	2
28	大 永 本	12	57	2
29	享 禄 本	12	57	2
30	永 正 七 年 本	12	57	2
31	近 抄	11	58	2
32	三 抄	11	58	2
33				

第三表 20~51条

台	本 (鶴岡本)	○30	△	□× △虫
1	世尊寺	19	10	1
2	伝素眼	19	10	1
3	山川正宣	19	11	0
4	平林龜貞	18	10	2
5	元藤貞	18	11	1
6	藤淨	17	13	0
7	唯岩	17	12	1
8	岩芦	17	11	2
9	栄閣	16	12	2
10	栄閣	16	10	4
11	明應五年	16	12	2
12	菅應寺	16	12	2
13	菅應寺	15	13	2
14	鳳來	15	14	1
15	敦長	14	11	5
16	運長	14	16	0
17	明應七年	12	17	1
18	京類	12	16	2
19	類正	9	19	2
20	天正十	9	20	1
21	太座田家	8	17	5
22	清式目	5	23	2
23	享式目	4	25	1
24	享式目	3	27	0
25	享式目	3	26	1
26	享式目	3	26	1
27	正十	2	27	1
28	正十	2	27	1
29	正十	2	27	1
30	正十	2	27	1
31	正十	2	27	1
32	正十	2	27	1
33	正十	2	27	1

六 「○」「△」印でも「△」印でもない。「○」印と「△」印を合

せたもの。

本合計三二本を以て台本(鶴岡本)の七〇項につき、対校比較すると、次のことが云われる(唯淨裏書は端闕、海印本は残闕で除く)。

縦使△  
平林本・鳳來寺本・明應七年本・永正十七年本・  
運長本・清家本・核賢本・永祿本・應田本・天正  
十年本・京祿本・類本・唯淨裏書・大永本  
菅本・世尊寺本

七 「イ〇・イ△」は古写本に註する異本を示す。

「イ〇・イ△」なき字はその本と校合本との文字同じであること云うまでもない。

一 台本と平林本・菅本とは「臧物・忠孝・沙汰出来」の三項に於いて一致するのみならず、その他の文字・字句に於いても非常に親近関係がある。

第一表による説明

式目古写本・古刊本・類従板本、式目註釈古写本・古刊

二 台本と伝素眼本・世尊寺本・鳳來寺本・藤貞本・明應五年本・山川正宣旧藏本(明大本)の七本は「臧物・忠孝・沙汰出来」の三項に於いて、台本と一致するのみならず、その他の文字、字句に於いても台本と親近関係があるが、これを(一)の

二本に比すれば、稍距りがある。

三 菅本・鳳来寺本について、佐藤氏は言及してないが、二本共に台本と親近関係あることが立証された。

四 元龜本・京本・運長本・世尊寺本・榮注（慶大本榮意注御成敗式目）・敦注の六本は、「賊物・忠孝・沙汰出来」の三項に於いて台本と一致するが、その他の文字・字句に於いては、各本間に相当の出入りがあるので、台本と一致するものと、一致せざるものとが略相半ばする。

五 明応七年本・座田本・天正十年本・太子山本の四本は一々四に比し、「賊物・忠孝」は台本と同じであるが、「沙汰出来」を「沙汰来」に作る。その他の文字・字句に於いて、急速に台本に遠ざかる。

六 明応七年本・天正十年本・太子山本の三本は佐藤氏の指摘する如く、植木博士の謂う武家本（式目本来の面目を保有するの謂）より、清家本への媒介的な本とする説の妥当なるを立証する。

七 栗田本式目聞書は「財物・忠孝・沙汰出来」に作り、その他の文字・字句に於いても台本との距りが大きくなる。その他の点では、本書は清家本系統に近いから、これも亦、清家本成立の別系をなすものようである。佐藤氏は「沙汰出来」を「沙

汰来」に作る事が、清家本の「財物・忠孝」に先行したと云はれるが、本書は「財物」が先行している。

八 「財物・忠孝・沙汰来」に作るは清家本の特異点であるが、その他の文字・字句に於いても、台本との距りは益々甚だしくなる。同じ清家本系統に属するものでも、清家本と枝賢本・永禄本を比較すると台本と一致するものの差が一四と一九と五の距りがある。

宣抄・枝奥抄・大永本・享禄本・永正十七年本・近抄・三抄に至っては、台本との距りが益々顕著となつて、清家本たる特性が明瞭となる。大永・享禄・永正の三本は同じく清家本に属するが、一群をなすと云うべきである。

九 式目三九事書を「御成敗」に作るものは三四本中、台本と唯浄裏書・伝素眼本・藤貞イ本の四本で、その他の諸本は「御裁許」または、「裁許」に作る。「御成敗」は審理中の裁判を云い、「裁許」は裁判の結果即ち「判決」を云う。此等四本は同系本と云える。

一〇 台本・唯浄裏書・岩本の四本が親近関係にあること勿論なれども、唯浄裏書と岩本は同じく斎藤家本式目に基き註釈を加えたものである<sup>①</sup>。

① 式目註釈書についての拙稿 但、未発表

一 台本・唯浄裏書・清家本の四〇条「被超越少年」の「超」字は「中法一」清家本・台本無、唯浄裏書註の外記本「超」字有、「中法一」の清家本と唯浄裏書の外記本とは同一本でない。

第二表による説明

海印寺本の台本との位置付けのために、式目一〇一七条をとつて、台本と比較したのであるが

一 海印寺本は「贖物・沙汰来」で一八条は蟲損で「忠孝」の字句は見えない。その他の文字・字句では海印寺本と台本との親近関係は中位である。

二 一〇一七条の間に於いて、諸本と台本との親近関係を見ると次の六群となる。

第一群 菅本・伝素眼本

第二群 平林本・岩本・鳳来寺本

第三群 京本・閣本(温故堂)・藤貞本・蘆抄・世尊寺本・元

龜本

第四群 運長本・明応五年本・山川正宣旧藏本・敦注

第五群 明応七年本・座田本・海印寺本・太子山本・栗田本式

目聞書

第六群 枝奥抄・天正十年本・清家本・枝賢本・永禄本・大永

本・類從板本・宣抄・三抄・永正十七年本

この順位で台本との距りが大となる。特に第五群が第六群の清家本系統えの転回点をなす本なることがわかる。第六群は清家本の特色を發揮する。

第三表による説明

唯浄裏書の台本との位置付けのために、二〇一五一の間をとつて作つた。即ち、次の七群となる。

第一群 世尊寺本・伝素眼本・山川正宣旧藏本・平林本・元龜本

第二群 藤貞本・唯浄裏書・岩本・蘆抄・榮注・明応五年本

第三群 菅本・鳳来寺本・敦注・運長本

第四群 明応七年本・京本

第五群 類從板本・太子山本・座田本

第六群 清家本・栗田本式目聞書・享禄本・枝奥抄・永正十七

年本

第七群 枝賢本・永禄本・大永本・宣抄・近抄・三抄

この順位により台本との親近関係は漸次距り、第四・五群が第六・七群えの転回点をなす。第六・七群の清家系統本と雖も夫々に異なるものを含む。

二二・三表より考えると式目各条文のとり方如何により台本との親近性に厚薄を生ずるようである。前述の台本・運長本・運

長イ本・平林本・清家本の五本の比較によって、各条文の一致の有様が推知されるのであるから、清家本と雖も式目原文の復元に役立たないと云えない。

三 二〇〇五の一の間を比較すると、清家本と台本との距りが急速になされているのが明らかとなる。

### 八 式日本の書き様

式目条文の用字「賊物・忠孝・沙汰出来」が式日本来の用字なることは纏述せる所であるが、外形的に式日本の系統を決定する指標になるものはないかと調査した。式目註釈書には式日本の形態について記述するものがある。蘆抄端書には、

(略上)去テ式目書様者一之字者、右ト云字ヨリ町野法ニハ上ル也、佐々木ノ家ニハ右ト一ト同通ニ書也(略下)これを示せば

一可修理神社専祭祀事

右神者——沙汰矣 (町野)

一可修理神社専祭祀事

右神者——沙汰矣 (佐々木)

京大本「御成敗式目私」端書には、

(略上)一書ヲ作シテ字一ツ書程間ヲスカスハ佐々木殿ノ流也、余ハ不然也、(略下)

一可修理神社専祭祀事

右神者——沙汰矣 (佐々木)

一可修理神社専祭祀事

右神者——沙汰矣 (餘)

東洋文庫本貞永式目端書には、

(略上)五十一ヶ条共ニ一トアル一文字ヲ世間ニ惣ヨリ一字上ヘアケテ書ク、関東問注所ノ証本ニハ一ノ字ヲモ惣ト一同ニ書テ一ノ字ヲ一字間ニ書スル也、(略下)

「惣」とは右以下本文の謂である。即ち次の如く書く。

一可修理神社専祭祀事

右神者——沙汰矣 (世間一般の本)

流布本の謂か)

一可修理神社専祭祀事

右神者——沙汰矣 (関東問注所証本)

東洋文庫本「敦注」扉の観齋書き入れ(蘆抄同意略之)

此書ノ書法ハ町野ノ法ニハ一ノ字ハ右ノ字ヨリ上ルナリ、佐々木家ノ法ニハ一ト右ト同位ニカク也、卦ハ十三行ニテ、長ハ九寸五分也、但上一寸アケ、下五分アクルナリ、(蘆抄上欄に「京本ハ十四行



云々」の書き入れあり)

一可修理神社専祭祀事

右神 沙汰矣 (町野)

一可修理神社専祭祀事

右神者 沙汰矣 (佐々木)

右の如く、式目の「書き様」について、諸本の説く所必ずしも一致しないが、何れにしても、式目の「書き様」は奉行家によつて決まつたものがあつた。これらの記述に基き、左記二一本の式目古写本・古刊本・類従板本について式目条文の「書き様」を調査した。その結果は次の通りである。

備考 世尊寺本を東洋文庫で見たのは昭和十三年夏で、その時には斯る点にまで気付かなかつた。爾来再調査の機を得ないでいる。元亀本は未見、佐藤氏の「中法一」の註によつた。その他の諸本は昭和三十年米式目註釈書の調査の時再調査したが、尚調査洩れがあつたので、東大図書館参考館にお願いして、原本又は影写本を調査してもらつた。茲に同掛に深く謝意を表する。

(一) 一可修理神社専祭祀事

右神者 沙汰矣

鶴岡本・菅本・唯浄裏書・鳳来寺本・海印寺本・山川

正宣旧藏本(明大本) 太子山本(同上)

(二) 一可修理神社専祭祀事

右神者 沙汰矣

平林本・運長本・藤貞本・永正十七年本・船橋枝賢

本・類従板本

(三) 一可修理神社専祭祀事

右神者 沙汰矣

伝素眼本

(四) 一可修理神社専祭祀事

右神者 沙汰矣

清家本・永禄本・大永本・厩田本・天正十年本

(五) 一可修理神社専祭祀事

右神者 沙汰矣

明応七年本

これを蘆抄以下の記述に従つて表示すれば、

(1) 蘆抄に従えば (一)は町野家本 (四)は佐々木家本

(2) 東洋文庫本 貞永式目に従えば (一)は世間普通の本

(三)は関東間注所本(町野家保管の式

目証本)

(3) 京大本 (二)は佐々木家本

「御成敗式目私」に従えば

(4) 東洋文庫本

「教注」扉の概畵  
書入れに従えば

(一)は町野家本  
(二)は佐々木家本

となる。(三)(四)については、蘆抄以下四本に何等の記述が無い。

管見に入る式目註釈書中(三)(四)について述べたものは見当らない。式目本の「大いさ」並に条文の「書き様」について述べる式目註釈書は何れも「非清家系統」の註釈書であることも亦、式目註釈書の調査で明らかとなつた。清家本系統の式目本でも船橋枝賢本・永正十七年本・類従板本は前掲の(二)に、また、清家本・永禄本・大永本・天正十年本は(四)に属するのは、清家系統本の祖本が一つでなかつたことを示すものと考えられる。(二)に属するものは東洋文庫本貞永式目の記述に従えば町野家本(関東問注所本)であるから、この式目条文の書き様と云う外形の系統論よりすれば、清原本系統なる枝賢本・永正十七年本と雖も、やはり問注所本に連繋がある。況んや、已述の如く、清家本と雖も鶴岡本・平林本等と文字・文章の一致するものがあるから、清家本と雖も式目原本と無関係ではない。清家本が(四)の形式を採り、蘆抄以下四本に云わない新形式であることは、内容論に於いて「財物・志孝」に変更するのに通じ、清家本

の形成を示す一指標となる。また、清家系の式目註釈書が式目の「大いさ、書き様」の外形を云わないのは、斯ることが式目註釈学に於いて重要でなくなつたためであろう。

(一)の形式は東洋文庫本貞永式目の記述に従えば、「世間普通」の形式であるが、蘆抄に従えば関東問注所本(町野本)の形式である。世間普通と云うのは「流布」と同じで、宣抄に云う旧本、俗本で、旧本は古い本で、もとの形を存する式目本来の形式を云うとすれば、町野家本の形式としてもよいとも云える。そう考えると、多くの式目古写本は、その形式に於いても、何れも町野家保管の問注所証本に拠つたと云える。更に、(四)の形式は明応七年本のみで、これは(一)(四)の何れにも属しない新形式であるから、外形論からしても、明応七年本が(贗物・忠孝・沙汰来に作る)問注所本系統(贗物・忠孝・沙汰出来に作る)より、清家本系統へ移る媒介的存在であるとする佐藤氏説を立証することになる。

### む す び

已に先学の立派な研究<sup>10)</sup>もあるが、私は式目並にその註釈

書の古写本・古刊本を調査し、内容・外形の両面から式目原本の復元の仕方述べたのであるが、何等の成果をあげ得なかつた。筆写を唯一の伝本的手段とせる時代では、印刷本の今日と異り、全然同一の本はあり得ないのであるから、諸本中より同一系統本の伝本系統をさぐり、その原本に遡る方法をとるか、或は祖本と目すべきものがあれば、その系統本伝流のあとをたずねる方法をとるかする外ない。この場合諸本中の最善本を選んでそれを基本とし、諸本と対校するのが最も妥当である。佐藤氏の「中法一」校本御成敗式目」が鶴岡本を式目原文調査の基本としたのは故なしとしない。私もこれに倣つた。而して、式目註釈書中には式目原本の保管者、形態、主要字句に就いて述べたものがある。それらによつて、私は問注所執事町野家保管本が式目原本であると推定し、その伝流を辿つて、八幡宮別当職本（別当御坊不出秘本）↓安保本↓関東阿保殿流ノ本↓連長本↓藤貞本↓蘆抄↓敦注（同系略本略之）が、式目原本の流れを汲むものとし、更に、起請文署判者や奉行家に伝襲

せられる本、泰時が六波羅の重時に送りし式目本（六波羅本）その系統を引く御家人・地頭所持本は何れも式目原本と同位の本、または、その流を汲むものであるとし、清家本系統と雖も「財物・志孝」を除けば式目原本たる問注所証本と無関係でない。式目原文の復元に役立つ所があれば採るべきことが実証された。また、式目註釈書には式目の「書き様」を示すものがある。この「書き様」が式目原本の研究にどれだけ役立つかは疑わしいが、これまであまり云われていないことであるから、これをも調べた。説く所、多岐に互り論旨甚だ不徹底で粗漏が多いのであるから、諸彦の御教えを仰いで、今後の調査に資したい。

① 植木直一郎「御成敗式目研究」

この小論を終るに当り、東京大学附属図書館を始め、所蔵者各位の御好意により、貴重圖書の閲覧や、マイクロ写真をとることにつき、御便宜、御示教を頂いたことを深く感謝すると同時に、永年渝ることなく研究を御指導下される牧先生と種々御示教頂いた東京大学助教教授佐藤進一氏に謹んで御礼を申上げる。

A Study of the Original Text  
“*Goseibaishikimoku* 御成敗式目”

by

Yoshisuke Ikeuchi

I inquired into some 30 old manuscripts and publications of “*Shikimoku Chûshaku-sho*” 式目註釈書(annotated editions of samurai precepts in the *Kamakura* 鎌倉 Shogunate), and having almost finished the investigation, I reported its results last autumn to the graduate meeting of Japanese History Dept. of the Kyoto University.

These annotated editions of Samurai precepts state that each magistrate had *Kahon* 家本 or his own traditional precept, who the custodian of the precept was, the size of the precepts and the style of writing were respectively defined by each magistrate and that the words which were different from other precepts were even annotated. I presumed that “*Monchûsho Shôhon* 問注所証本 was the original text of these precepts and tried to systematize the channels of transcription. Using the *Tsugaoka* edition as a text, I compared and studied respective relation of 70 words and phrases quoted in supplementary notes of “*Chûsei Hôsei Shiriyôshû* 中世法制史料集 Vol. 1” by Mr. *Shinichi Satô*, 佐藤進一 assistant professor of the Tokyo University, one by one among 34 old manuscripts and publications. I also studied external characteristics such as the size of the precepts and the style of writing to which little attention had been paid, since external characteristics would be helpful for the study of the original text of the precepts.

The Development of early *Tosa* 土佐 Clan Government  
and the Role of *Gôshi* 郷士 system

by

Tanehiro Ishiodori

*Gôshi* 郷士 system has been understood as a conciliatory mea-